

■生田緑地のルールの課題と方向性について（検討用資料）

試してみたいこと	現状と問題点・課題	ルールの方向性（例）
<p>喫煙のモラルの向上</p> <p>全面禁煙にするのか？ 喫煙場所を拡大するのか？ 喫煙マナーを守らせるにはどうしたらよいか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生田緑地は禁煙（現行ルール） ・民家園のみ指定喫煙場所以外での喫煙は禁止（現行ルール） ・川崎市都市公園条例では、「指定された場所以外の場所で火気を使用すること」を禁止している。 ・受動喫煙防止、児童の安全確保の観点から、園内全域を喫煙可能にすることは困難と考えられる。 	<ol style="list-style-type: none"> ①例外規定を設けず園内全面禁煙とする。（公園内ルールで明文化） ②現行通りのルールで運用。ただし喫煙可能場所は案内等で明示。 ③園内の喫煙指定箇所を増やして対応する。
<p>火気の利用</p> <p>あくまでもイベント時のみ可能ということで、一般入園者が火気を利用することは今後も規制？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地内での火気の使用は厳禁（現行ルール） ・川崎市都市公園条例では、「指定された場所以外の場所で火気を使用すること」を禁止している。 ・冬場乾燥時の森林火災発生など重大な災害につながる懸念もある。 	<ol style="list-style-type: none"> ①現行通り全面禁止とし、イベントのつど内容を判断して許可する。 ②火気を使用できるケースをルールで明文化し、火気を使用できるイベントの実施回数を増やす ③バーベキュー広場など個人が火気を使用できるスペースを確保する。（個人での花火、焚火、キャンプファイアーは禁止）
<p>生物採集（昆虫、植物など）</p> <p>園路に落ちている木の実を採集したい 落ち葉やどんぐりを拾って、自然観察したい 子ども達が昆虫・植物採集できるようにしたい ザリガニ釣りをしたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物の採取、動物の捕獲・殺傷は川崎市都市公園条例で禁止されている。 ・一定のルール下で行われない昆虫採集、植物採集は園内の自然体系を破壊する恐れがある（乱獲など）。 	<ol style="list-style-type: none"> ①これまでどおり全面的に禁止 ②採集できる植物、動物の種類と数を定めるなど、ルールを決めて実施する。 ③園路上の落葉や実は拾ってよいものとする。
<p>園内での飲酒</p> <p>（東口ビジターセンターでの宴会等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・客車など一部では飲酒が制限されている。 ・花見の季節など枳形山展望台付近で飲酒が行われている。 ・岡本太郎美術館カフェテラス以外での酒類の発売は行われていない。 ・過度の飲酒により公園内で公序良俗に反する行為が行われる懸念がある。 ・東口ビジターセンターでの宴会を実施することは、現在でも夜間にイベントが行われている点を踏まえれば、事前に予約を行うことで可能と考えられる。 ・ただしビジターセンター職員の勤務時間外（17：00以降）については、職員に残業してもらう等の対応が必要。 ・現在の管理形態では、利用者にカギを貸して施錠を行ってもらうような対応はできない。 	<p>■園内の飲酒</p> <ol style="list-style-type: none"> ①園内全面飲酒不可 ②花見、区民祭など特別なイベント時のみ飲酒可能(エリアは限定)でルール化 ③現状どおり禁酒区域を除き飲酒可とする。 <p>■東口ビジターセンターの宴会利用</p> <ol style="list-style-type: none"> ①東口ビジターセンターの飲酒は一切禁止 ②職員が常駐している時間内であれば許可を得て可能とする ③職員の許可があれば、管理者がいない時間でも可能というルールをつくる。（カギは主催者が施錠し、翌日返却）
<p>飲食の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食について一部制限がかけられている（枳形山展望台内等）。 ・現在、飲食物を販売している箇所は民家園、科学館、岡本太郎美術館などのカフェテラス、食堂、売店のみ（自販機を除けば） ・食堂営業者の既得権益を侵す心配があり、既営業者の合意が望ましい。 ・軽食などをその場で買って広場で食べたいというような需要には、東口ビジターセンターの自動販売機だけしか対応できていない。 	<ol style="list-style-type: none"> ①自動販売機等、既存店舗と競合しない施設の拡充に留める。 ②イベント時など屋台等が出店できるようなルールをつくる。 ③売店やレストランなどを今後出店させるための基準・ルールを作成し、ルールに合致する事業者に出店を認める。
<p>夜間利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の利用時間については条例で定められているわけではない。 ・公園内のルールでも夜間利用は明文化されておらず、イベントは各団体等の判断に任されている。 	<ol style="list-style-type: none"> ①夜間イベントはこれまでどおり、各団体の判断に任せて実施 ②夜間イベントの実施について、基準をルール化し実施しやすくする。
<p>中央広場の利用（テント類の設置・ボール遊び）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生の保護及び公園利用を妨げるような行為の制限を設けている。 ■テントの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・公園ルールでテントの設置は禁止されているがイベント等許可を受けたものは可能。 ・レジャーシートは禁止されていない。 ■ボール遊び <ul style="list-style-type: none"> ・野球、サッカー等の危険なボール遊びは禁止（中央広場利用基準） ・競技会、運動会等その他これらに類する運動行為は禁止（中央広場利用基準） ・上記の行為は、多摩区政を推進する目的で行う区民祭などの行政の事業である場合、制限の対象外。（中央広場利用基準） ・球技等の運動行為は監視・監督が十分でない場合、幼児等が危険にさらされる可能性がある。 	<p>■テントの設置</p> <ol style="list-style-type: none"> ①これまでどおり許可を受けたもの以外は全面禁止 ②地面に突き刺すような構造でない日よけ、テント等は使用可能とする。 ③行楽時に多数のテントが場所を埋めないようエリアを区切ったうえで、短時間の利用（1日以内）に限り利用可能とする。 <p>■ボール遊び</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用できないボール（硬式・軟式野球ボール等）と利用できるボール（ゴムボール等）を定めるなどルールで明文化し利用も認める。 ②新たにボール遊び場ができる区域を定める。
<p>スポーツイベントなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野球、サッカー等の危険なボール遊びは禁止（中央広場利用基準） ・競技会、運動会等その他これらに類する運動行為は禁止（中央広場利用基準） ・上記の行為は、多摩区政を推進する目的で行う区民祭などの行政の事業である場合、制限の対象外。（中央広場利用基準） ・球技等の運動行為は、緑地内を安全・安心して利用できる趣旨で定められており、監視・監督が十分でない場合、幼児等が危険にさらされる可能性がある。 ・集団でのランニングは禁止されている。（緑地内看板） 	<ol style="list-style-type: none"> ①行政が行う行事以外は禁止 ②緑地内の安全・緑地保護が十分に図られる体制を整えているイベントについては実施可能とする。（ルール化）

※赤枠内は今回のグループミーティングのテーマを示す。